

岐阜県公報

第千八百九十八号
平成十九年十一月二十日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(中小企業課) 八〇九ページ

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
開発行為の工事の完了
落札者等に関する公示

(環境生活政策課) 八一一
(商業流通課) 八一一
(建設政策課) 八一一
(建築指導課) 八二二
(水道企業課) 八二三

規則

岐阜県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年岐阜県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条第一号中「第一条第二項」を「第一条の五第二項」に改め、同条第四号中「第三十条第二項」を「第二十六条の二十九第二項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第二十六条の二十九第三項」に改める。

第四条を次のように改める。

(身分証明書の様式)

第四条 法第二十四条の六の十第五項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

表

第	号		
		所 属	
		氏 名	
		年 月 日 生	
<p>上記の者は、貸金業法第24条の6の10第5項の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。</p>			
		年 月 日	
		岐阜県知事	氏 名 印
<p>この証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。</p>			

↑

6センチメートル

↓

← 8.5センチメートル →

裏

貸金業法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第24条の6の10 略

2 略

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 略

別記第二号様式を削り、別記第一号様式を別記様式とする。
附則
この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年十一月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域の福祉をささえる会
- 三 代表者の氏名 池永輝之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市見取町三丁目一〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、福祉サービスの質の向上及び地域生活の支援に関する事業を行い、地域住民が普通の生活ができる健全な地域社会の実現により社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十一月二十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年十月二十五日
 - 二 届出者の氏名又は名称 東名クラウン開発株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地 アクアウォーク大垣
 - 四 変更した事項 大垣市林町六丁目八〇番二 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
（変更前）ユニー株式会社 外 未定
（変更後）ユニー株式会社 外 八一者
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業
平成十八年十一月二十八日	高橋鉄工所	高橋幸三	本巣市見延九八五番地の一九	般十四一六四五六	建築一式及び鋼構造物工業
平成十八年十一月二十八日	大野住建	大野美之	山県市西深瀬	般十四一	建築一式工業

平成十九年三月三十一日	株式会社 若森組	代表取締役 井上 善仁	本巣市根尾松田三〇三番地	特十四 二 三一二	土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装及び水道施設工事業
平成十九年三月三十一日	有限会社 濱地建築	代表取締役 濱地 好勝	本巣市政田三〇四七番地二一	般十四 一 〇〇二二七	大工及びとび・土工・コンクリート工事業
平成十九年三月三十一日	野原通信設備	野原茂	本巣市見延一三九二一〇	般十四 一 四六五六	電気通信工事業
平成十九年五月二十日	株式会社 レジデン スサイト	代表取締役 齋藤 昭三	羽島郡笠松町中川町二〇番地	般十七 一 六九二七	建築一式工事業

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令西建築第五四号の六 平成一九・八・二〇	安八郡神戸町大字神戸字八幡八八七番	道路	開発登録簿による	安八郡神戸町大字神戸四三三番地 今津 昭三

平成十九年五月十四日	有限会社 ワイエム 建築	代表取締役 山田 学	本巣市屋井一二四九番地八	般十四 一 〇一〇四五	建築一式工事業
平成十九年九月三日	株式会社 寺町建設	代表取締役 矢崎 英明	山県市西深瀬六六二一三	般十五 三 三八八	管工事業
平成十九年九月五日	協和建築工業株式会社	代表取締役 郷原 英保	瑞穂市只越九八八番地二	般十七 八 八五五	建築一式、大工、塗装及び防水工事業
平成十九年九月十日	上村建設株式会社	代表取締役 上村 聖二	本巣市上真桑一五五〇番地一	特十八 一 三〇	管工事業
平成十九年九月二十日	有限会社 金秀工業	代表取締役 金城 秀弥	大垣市綾野二丁目五番地五	般十七 一 七三三六	土木一式及びとび・土工・コンクリート工事業

開発行為の工事の完了
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県電力広域水の公札
 岐阜県の特設特任役員の特任職務の職務手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第四十号）第十一條の附則による。次のとおり岐阜県電力広域水の公札とする。
 平成十七年十一月十五日
 岐阜県長 田 田 謙

〔岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等〕

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場で使用する電気
1,200,000kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成19年 8 月24日
 - 4 落札者を決定した日 平成19年10月12日
 - 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市長東区東新町 1 番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄
 - 6 落札金額 19,212,493円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所
 (2) 所在地 岐阜県瑞浪市釜戸町2190番地12
- 〔岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気の調達に関する落札者等〕
- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気
9,730,000kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成19年 8 月24日
 - 4 落札者を決定した日 平成19年10月12日
 - 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市長東区東新町 1 番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 三田 敏雄
 - 6 落札金額 120,147,928円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所
- (2) 所在地 岐阜県瑞浪市釜戸町2190番地12

平成十九年十一月二十日印刷
平成十九年十一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社